

「中央公民館の有料化」に関する請願書

【請願趣旨】

先頃、「生涯学習センター準備検討委員会」は、中央公民館の有料化を発表しましたが、公民館は住民が憲法に保障された教育を受ける権利、文化生活を営む権利、集会の自由の権利等を行使する施設です。図書館のように法制上の無料規程はありませんが、むしろ無料は住民の権利として考えられなければならないでしょう。1973年に東京都が策定した『新しい公民館像をめざして』（三多摩テーゼ）にも公民館の四つの役割と運営原則として七つ設定していますが、その中の2番目に「無料の原則」を謳っています。

現在、公民館を日常的に利用しているのは、大団体よりグループ、サークルが大多数です。このような弱小団体は、財政的に有料では常時公民館を利用できなくなります。このことは公民館として利用団体を差別し、阻害することになり、自由な集会・学習活動を制限することにつながります。公民館は市民が主人公です。したがって、子どもから高齢者まで世代を越えて自由に学習できる教育文化施設でなければなりません。ですから、学習する権利は弱者や少数者など全ての人に自由に平等に保障されなければなりません。

しかし、公民館の有料化は「強きを助け、弱きを挫く」構造です。したがって、本会は「生涯学習センター準備検討委員会」のこのような決定には納得できませんので、以下の要請をします。

【請願項目】

- ・請願趣旨を勧案の上、公民館の有料化を撤回してください。